

# 第 1 1 章 津波避難計画

## 第 1 節 総 則

### 1 目的

この計画は、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から 2、3 日の間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

### 2 計画の修正

この計画は毎年検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

### 3 用語の意義

この計画において、使用する用語の意味は次のとおりである。

#### ( 1 ) 津波浸水予想地域

想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいう。

#### ( 2 ) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、大樹町が指定するものをいう。

#### ( 3 ) 避難目標地点

津波の危険から、とりあえずの生命の安全を確保するために避難対象地域 の外に定める地点で、住民等が設定する避難の目標地点をいう。

#### ( 4 ) 避難路、避難経路

避難するための経路で、大樹町や住民等が指定・設定するものをいう。

#### ( 5 ) 避難場所

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に大樹町が指定するも のをいう。

#### ( 6 ) 避難困難地域

津波の到達時間までに避難対象地域の外、又は避難場所まで避難することが困難な地域をいう。

#### ( 7 ) 避難ビル

避難困難地域の避難者や逃げ遅れた人が緊急避難する建物で、市町村又は自主防災組織等が指定又は設定するものをいう。

( 4 ) を総称して「避難経路」、( 3 ) ( 5 ) ( 7 ) を総称して「避難先」という。

## 第2節 避難計画

### 1 津波到達時間の設定

本町では、道が作成した津波浸水予想図の結果を勘案し、津波到達予想時間を地震発生から31分とする。

(しかし津波は、地震の発生場所により、地震発生から到達までの時間が異なるので、31分という時間にとらわれてはならない。)

想定する津波の高さ : 20m

### 2 津波避難計画

避難対象避難対象行政区、避難目標地点、避難経路、避難場所、避難困難地域は次表のとおりとする。

(平成29年12月31日)

避難対象行政区名	避難目標地点	避難路・避難経路	避難場所	避難困難地域	備考(自動車の利用等)
旭行政区 45世帯 126人	中島地域コミュニティセンター	道道旭浜大樹停車場線	中島地域コミュニティセンター		津波到達予想時間からして自動車の利用が必要
中島行政区 46世帯 108人	中島地域コミュニティセンター	道道旭浜大樹停車場線	中島地域コミュニティセンター		"
浜大樹行政区 42世帯 96人	歴舟地域コミュニティセンター	町道浜大樹線	歴舟地域コミュニティセンター		"
美成行政区 14世帯 34人	歴舟地域コミュニティセンター	町道美成7号線 国道336号線 道道清水大樹線	歴舟地域コミュニティセンター		"
更生行政区 16世帯 26人	歴舟地域コミュニティセンター	町道更生基線	歴舟地域コミュニティセンター		"
晩成行政区 18世帯 46人	晩成福祉会館	道道和加ノ-線 町道和加ノ-線	晩成福祉会館		"
生花行政区 33世帯 70人	生花研修センター	道道和加ノ-線	生花研修センター		"

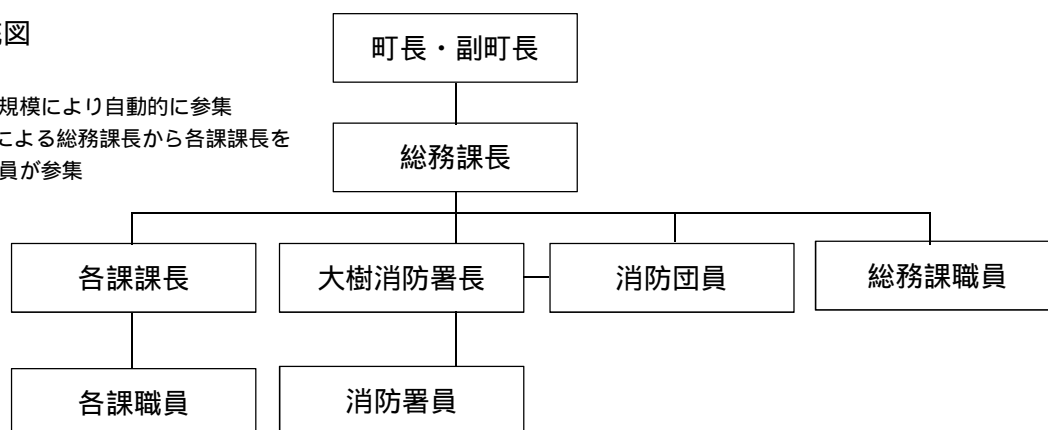
### 第3節 初動体制(職員の参集等)

#### 1 連絡・参集体制

勤務時間外に、津波警報及び津波注意報が発表された場合の職員(消防団含む)の連絡・参集体制は「大樹町地域防災計画応急対策計画」及び「大樹町職員初動マニュアル」に定めるもののほか、次による。

伝達系統図

1. 災害の規模により自動的に参集
2. 電話等による総務課長から各課課長を通して職員が参集



#### 2 配備体制

区 分	基 準	動 員 配 備 人 員
第1種非常配備体制	津波注意報が発令されたとき	総務課長、企画商工課長、農林水産課長、総務課職員、企画商工課職員、農林水産課職員
第2種非常配備体制 (災害対策本部設置)	津波警報・大津波警報が発令されたとき	全職員

#### 3 津波情報等の収集・伝達

##### (1) 津波情報等の収集

区 分	基 準	備 考
職員による高台からの海面監視	浜大樹・旭浜・晩成行政区の高台から海面監視及び海岸や漁港への立入り監視 (津波注意報及び津波警報が発令されたとき)	大津波警報発令時は実施しない
津波観測点の情報収集	十勝港潮位観測情報(気象庁)	
全国瞬時警報システム(J-ALERT)からの収集	津波観測情報 津波到達予想時刻、津波到達時刻	
気象庁からの情報提供(北海道防災情報システム・マスメディア)	津波観測情報 津波到達予想時刻、津波到達時刻	

##### (2) 津波情報等の伝達

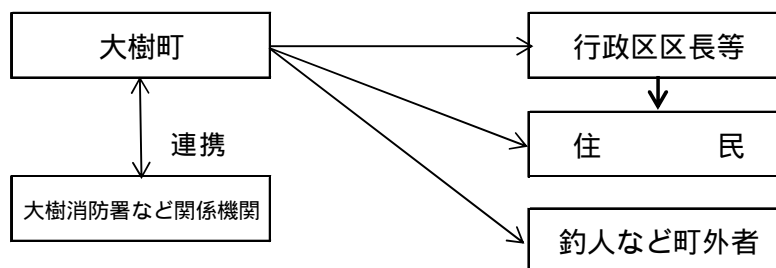
伝達事項

- ア 発令された警報の種類(津波注意報、津波警報、大津波警報)
- イ 予想される津波の高さ
- ウ 津波の予想到達時刻
- エ 各地の観測点での津波の高さ状況(観測情報が入り次第)

伝達方法

- ア 防災行政無線による伝達
- イ エリアメールによる伝達
- ウ 広報車による伝達
- エ 町内会や地域自主防災組織の責任者を通じての伝達

伝達系統図



第4節 避難準備情報・避難勧告及び指示の発令

1 発令基準

区分	基準	備考
注意喚起	津波注意報が発令されたとき	海岸や港への立入りを規制
避難準備・高齢者等避難開始	津波警報及び大津波警報の発令が事前に予想されるとき	震源地が遠いときなど、津波到達まで、かなりの時間を要するとき
避難勧告	津波警報が発令されたとき	対象世帯:避難対象行政区のうち浜大樹・旭の対象世帯、晩成温泉
避難指示(緊急)	大津波警報が発令されたとき	対象世帯:避難対象行政区のすべての対象世帯

2 伝達方法

発令基準に該当した場合は、速やかに町民等へ防災行政無線等を通し伝達する。

この場合、休日や時間外の伝達については、総務課職員等の体制が整うまで大樹消防署が実施する。

また、職員及び消防署員が対象地区へ赴き広報車で避難広報を行う。

(1) 指示伝達事項

避難準備情報、勧告又は指示の発令者

避難準備情報、勧告又は指示の理由

避難対象区域

避難先とその場所

避難経路

注意事項

(2) 避難準備情報、避難勧告及び指示の伝達方法

防災行政無線による伝達

エリアメールによる伝達

広報車による伝達

町内会や地域自主防災組織の責任者を通じての伝達

テレビ、ラジオ、インターネット、SNSを通しての伝達

## 第5節 津波対策の教育・啓発

- 1 強い地震(震度4以上)を感じたとき、また、弱い地震であっても長時間ゆっくりした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れて、急いで安全な場所に避難する等、自主避難を徹底する。
- 2 消防団、自主防災組織、ボランティア、事業所の防災担当者等について、普及を行い、地域防災の要となるリーダーの養成に努める。
- 3 津波防災啓発ビデオなどの啓発資料を用いて津波防災の啓発を行う。特に保育所や小学校など子どもたちの防災教育を行う。

## 第6節 津波避難訓練の実施

円滑な避難と津波対策の課題の検証を行うため、毎年1回以上の津波避難訓練を含めた防災訓練を実施する。

## 第7節 積雪・寒冷対策

### 1 冬期道路交通の確保

道路管理者と連携して、避難路や緊急輸送道路の確保の徹底を図る。

### 2 避難所の生活環境確保

避難所の暖房設備及び暖房用燃料の備蓄など避難所の生活環境確保に努める。

また、停電などによる暖房設備が使用できない場合のため、電力不要のストーブ購入などの整備を計画的に行う。

### 3 電力の確保

停電となった場合、北海道電力などと連携して早期復旧となるよう努める。  
また、電力が復旧するまでの対応として、発電機の確保に努める。

## 第8節 その他の留意点

### 1 釣客等の町外者対策

大樹消防署及び北海道警察と協力して避難広報など避難対策の徹底を図る。

### 2 要配慮者の避難対策

避難対象地域内における要配慮者の現状把握に努めるとともに、地域と協力して避難プランの策定を行う。

### 3 地域コミュニティにおける自主防災組織活動の推進

自助・共助の精神に立ち自ら災害に備えるとともに、自発的に地域の防災活動に寄与することが大切である。

地域住民がお互いに助け合い、協力しながら円滑に防災活動や避難行動を行うため、自主防災組織活動の推進を行う。